

No.096 (不定期刊)

“Great Wall” Street Journal

長城街日報

～中国株の現場から～



東洋証券株式会社
上海駐在員事務所 所長
奥山 要一郎
2007年入社。本社シニアストラテジ
スト等を経て、2015年より現職

民以食为天(民は食をもって天となす)

「給食は残さないように食べましょう」——。小学校時代にこのような指導があったと記憶している。食べ終わるまで居残りするというイヤな思い出もあるが、基本的には「食べ物を粗末にしないように」という教えの一環だろう。家庭や学校で教わる躰と思えば十分納得できる。ごくごく当たり前のことだ。

★ ★ ★ ★ ★

先週8月11日の昼過ぎ。私のスマホに「国家主席からの重要指示」という見出しの速報ニュースが飛び込んできた。すわ一大事!……と思いきや、中身は「国家主席が飲食の浪費行為の断固阻止を指示した」というもの。つまり「食べ残しはダメよ」というお触れである。一瞬、全身の力が抜けた。

指示の中には「食料の安全確保について常に危機意識を持たないといけない。世界的な新型コロナウイルスの感染拡大は我々に警鐘を鳴らしている」という文言があった。今年は長江流域の大雨・洪水被害もあり、一部で食料不足への懸念が囁かれる。「食料危機」とは言えないまでも、まずは浪費を戒めて先手を打っておこうという狙いなのかもしれない。

同様の指示は2013年1月にも出ている。特に政府幹部の行為がやり玉に挙げられ、過剰接待などの公費乱用を防ぐ意味もあった。いわゆる「贅沢禁止令」の一環である。当初は一般市民の間でも「光盤(皿を空にする)行動」などが行われていたが、今はあまり目立たない。「飲食業界の食品浪費率は1人平均11.7%」「北京の飲食チェーン店では料理の3分の1は食べ残し」などのネガティブな報告もある。

8月11日付の人民網は「中国の外食産業で1年に出る残飯は1700万～1800万トンと推定され、3000万～5000万人分の1年間の食料に相当する」と報じた。かなり大きな数字で驚いたが、これはすでに16年に報告されていたもの。その後の4年間で何か抜本的な対策は講じられていたのだろうか。

今回の指示を受け、業界団体がさっそく動き出した。武漢の飲食業協会は、指示が出た11日当日に「N-1モデル」を公表。注文料理数は各テーブルの客数から1を減じた数にとどめるという。例えば「客が10人の場合、料理は9品まで」。足りない場合は食べ終わってから頼むシステムだ。中国レストラン協会も飲食浪費を諫める呼びかけを行っている。

よく言われることだが、中国では料理をごちそうになる場合、皿に少し食べ残すのがマナーとされる。客人はこの行為で「お腹いっぱい満足です」という意思表示をする。ただ、あまり多く残すと「口に合わなかった」を意味してしまうので、加減が難しい。逆に全部食べると「足りないです(もっとください)」と受け取られ、失礼にあたることもある。実際はそこまで厳格ではないが、暗黙の了解的な礼儀作法の一つとして皆の心に残っている気がする。

重要指示が出た2日後、江蘇省のとある市が主催する宴席に招かれた。「簡素な食事になるのかな……」。こう思っていた私は甘かった。テーブルに並べられたのは「N-1」どころか「N+5」レベルの料理。ビールやワイン、白酒なども振舞われ、乾杯の掛け声が響く。案の定、料理も酒もほとんど余ったままお開きとなった。昔懐かしい「量で勝負」の地方式宴会。今後は様相が変わるのだろうか。

★ ★ ★ ★ ★

飲食の浪費厳禁だけではなく、数年前から話題の「トイレ革命」や腐敗撲滅運動も同じだが、スローガンを強調しハード面を整備しても、結局は人の問題だ。ルールを作っても守る人の意識が低ければ意味がない。「監視カメラで違反取り締まり」の風潮もあるが、そこまでしなければ約束は守れないものなのだろうか。食べ残しの禁止については、「人に言われたから」ではなく、なぜそうしなければならないのかを各人が自覚することから始めるべきと思うのだが。

文中の見解は全て筆者の個人的意見です。写真、グラフ、表なども全て筆者によるものです。

最終頁に重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

◆ 注 意 事 項 ◆

外国証券等について

・外国証券等は、日本国内の取引所に上場されている銘柄や日本国内で募集または売出しがあった銘柄等の場合を除き、日本国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

手数料等およびリスクについて

①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650%（税込み）の手数料をいただきます。約定代金の 1.2650%（税込み）に相当する額が 3,300 円（税込み）に満たない場合は 3,300 円（税込み）、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額（現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買う場合には加え、売りの場合には差し引いた額）に対して 最大 0.8800%（税込み）の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・国内店頭取引については、お客さまに提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.75%となるように設定したものです。

・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

利益相反情報について

この資料の作成後、掲載された銘柄を対象とした EB 等の仕組債等を東洋証券株式会社が販売する可能性があります。また、東洋証券株式会社またはその関連会社の役員またはその家族がこの資料に掲載された企業の証券を保有する可能性、取引する可能性があります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

この資料は、東洋証券株式会社が信頼できるとされる各種のデータに基づき投資判断の参考となる情報提供のみを目的として作成したもので、投資勧誘を目的としたものではありません。また、この資料に記載された情報の正確性および完全性を保証するものでもありません。また、将来の運用成果等を保証するものでもありません。この資料に記載された意見や予測は、資料作成時点のものであり、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。

この資料に基づき投資を行った結果、お客さまに何らかの損害が発生した場合でも、東洋証券株式会社は、理由の如何を問わず、一切責任を負いません。株価の変動や、発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがありますので、投資に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされるようお願い致します。

この資料の著作権は東洋証券株式会社に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願い致します。

◇商 号 等：東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 121 号

◇加 入 協 会：日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

◇本 社 所 在 地：〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1

TEL 03 (5117) 1040

<http://www.toyo-sec.co.jp/>

2020 年 8 月 18 日
審査部審査済